

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和3年1月21日(2021.1.21)

【公表番号】特表2020-513273(P2020-513273A)
 【公表日】令和2年5月14日(2020.5.14)
 【年通号数】公開・登録公報2020-019
 【出願番号】特願2019-530705(P2019-530705)
 【国際特許分類】

A 6 1 L 2/28 (2006.01)
 A 6 1 L 2/18 (2006.01)
 G 0 1 N 21/27 (2006.01)
 A 6 1 B 1/12 (2006.01)
 G 0 1 N 31/22 (2006.01)
 A 6 1 L 101/32 (2006.01)
 A 6 1 L 101/22 (2006.01)
 A 6 1 L 101/36 (2006.01)

【F I】

A 6 1 L 2/28
 A 6 1 L 2/18
 A 6 1 L 2/18 1 0 2
 G 0 1 N 21/27 Z
 A 6 1 B 1/12 5 1 0
 G 0 1 N 31/22 1 2 1 G
 A 6 1 L 101:32
 A 6 1 L 101:22
 A 6 1 L 101:36

【手続補正書】

【提出日】令和2年12月4日(2020.12.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

物品であって、

第1の主面及び両端部を有する第1の基材であって、前記両端部が第1の端部及び第2の端部を含む、第1の基材と、

前記第1の主面の少なくとも一部の上にコーティングとして配置されているプロセスインジケータであって、グルタルアルデヒド、オルトフタルアルデヒド、過酸化水素、ペルオキシ酢酸、及びこれらの組み合わせからなる群から選択される少なくとも1つの液状消毒剤と反応することができるプロセスインジケータと、を備え、

流路が、前記プロセスインジケータの一部によって形成され、前記両端部の間に延びており、

流路が、前記第1の端部から前記第2の端部を通る消毒剤の流体経路を画定する、物品

。

【請求項2】

前記流路の第1の壁が、前記プロセスインジケータの一部によって形成される、請求項

1 に記載の物品。

【請求項 3】

第 1 の主面を有する第 2 の基材を更に備え、流路が、前記第 2 の基材の前記第 1 の主面の一部によって更に形成される、請求項 1 に記載の物品。

【請求項 4】

前記流路の第 2 の壁が、前記第 2 の基材の前記第 1 の主面の一部によって形成される、請求項 3 に記載の物品。

【請求項 5】

前記プロセスインジケータが、前記第 1 の基材と前記第 2 の基材との間に挟まれている、請求項 3 に記載の物品。

【請求項 6】

前記第 2 の基材が、高精細表面である、請求項 3 に記載の物品。

【請求項 7】

間隔要素を更に備え、前記間隔要素が、前記プロセスインジケータと前記第 2 の基材との間に挟まれている、請求項 3 に記載の物品。

【請求項 8】

前記第 1 の基材が、少なくとも第 1 の長手方向面を有し、前記第 2 の基材が、前記第 1 の基材の前記第 1 の長手方向面によって画定される少なくとも 1 つの領域を介して、前記第 1 の基材の少なくとも一部に固定され、前記領域が、前記第 1 の基材の幅の 30% 以下の距離によって更に画定される、請求項 3 に記載の物品。

【請求項 9】

前記第 1 の基材が、ポリエチレンテレフタレート (PET) フィルムである、請求項 1 に記載の物品。

【請求項 10】

消毒剤がそこを流れるときに流出物が生じる滅菌デバイス内に、医療用デバイスを配置すること、

前記流出物の一部内に、請求項 1 に記載の物品を配置することと、

前記消毒剤を前記プロセスインジケータと接触させること

を含む方法であって、前記消毒剤を前記医療用デバイスと接触させるのに、所定の消毒剤曝露基準が存在する、方法。